

学校法人会計基準の改正等について

文部科学省高等教育局私学部参事官付
令和7年1月

本日の説明内容

1. 学校法人会計と財産監査

2. 私立学校法の改正（監事監査関係）

3. 学校法人会計基準の改正

4. 私立学校振興助成法施行規則の制定

1. 学校法人会計と財産監査

【監事の職務】

学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、不正等があれば対処する。

【私立学校法37条3項】（現行法・抜粋）

監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号又から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

「学校法人の財産の状況」の監査

- 「財産の状況」とは、資産の状況だけを指すのではなく、負債や基本金、収支の状況等を含めた財務状況を監査する必要がある。また、監査対象は法人部門に限らず、各学校も含まれる。
- 監事は、計算書類の適正性だけにとどまらず、学校法人の運営の効率性や合理性、妥当性まで含めた観点で、財産監査・業務監査を行う。

ポイント

- ✓ 監査対象である計算書類の作成ルール（学校法人会計基準）を的確に理解すること
- ✓ 計算書類から学校法人の運営状況を読み取れること

学校法人会計基準のあらまし

学校法人会計基準の位置付け

- 文部科学省令であり、私立学校振興助成法第14条1項で求められる計算書類を作成する際の「文部科学大臣の定める基準」のこと。

学校法人会計基準制定の経緯

昭和45年以前 私立学校の経理において統一的な基準なし。

昭和45年 私立大学等経常費補助金 創設

昭和46年 学校法人会計基準 制定

昭和51年 私立学校振興助成法 施行

私立学校の教育条件の維持及び向上・学生等の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるため。

補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の会計の標準化を図るため。

「～（略）～補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（＝学校法人会計基準）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」
（私立学校振興助成法 第14条第1項から抜粋）

- ✓ 施行以来40年以上私学を取り巻く経営環境の変化
- ✓ 学校法人の経営状態を分かりやすく経営判断に活用できる会計基準が必要

平成20年～ 「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会」において議論

平成25年 学校法人会計基準の一部を改正する省令 公布

平成27年 改正学校法人会計基準（現行基準）施行（都道府県知事所轄法人は平成28年度から適用）

「学校法人会計基準の在り方について報告書」（平成25年1月）に基づき改正

- ✓ 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準は、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、私立学校法に位置づけ

令和5年5月～ 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」において議論

令和6年9月 学校法人会計基準の一部を改正する省令 公布

令和7年4月 改正学校法人会計基準（新会計基準）施行

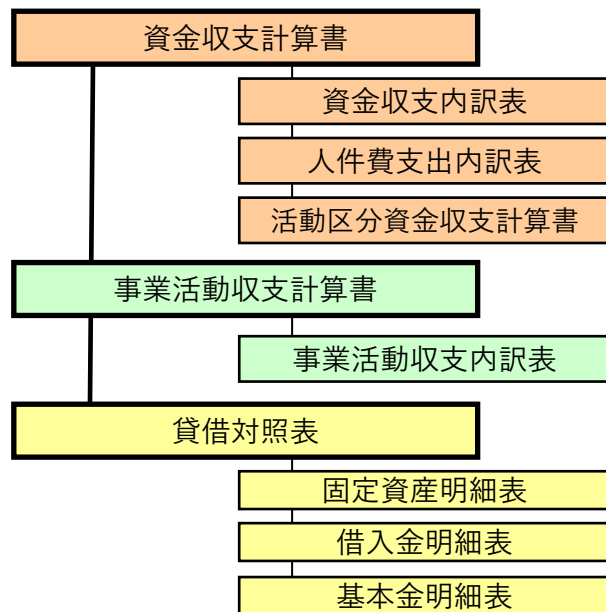
「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月）に基づき改正

学校法人会計基準（現行基準）の概要について

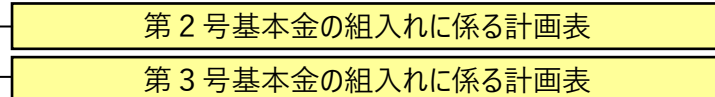
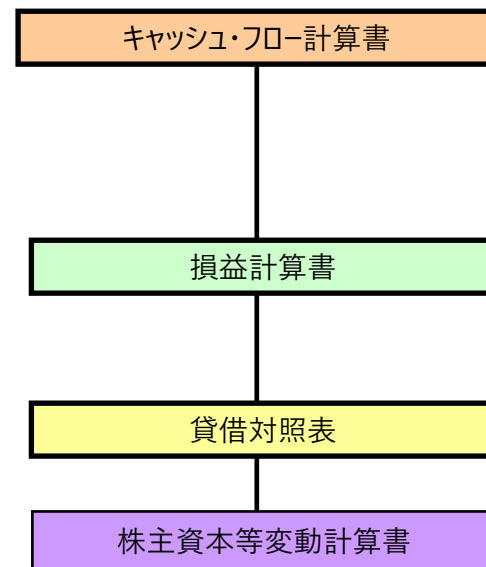
作成しなければならない計算書類（財務 3 表）

- ① 資金収支計算書 : 資金収支の内容及び支払資金（現金預金）のてん末を明らかにすることが目的
- ② 事業活動収支計算書 : 事業活動収支の内容及び基本金組入後の均衡状態を明らかにすることが目的
- ③ 貸借対照表 : 年度末における学校法人の財政状態を明らかにすることが目的

【学校法人会計】



【企業会計（財務諸表の概要）】



現行の学校法人会計基準について詳細にご確認されたい場合は
令和 5 年度新任監事研修「学校法人会計基準について」を併せてご覧ください。

（動画） <https://www.youtube.com/watch?v=3SLFrlw28rU>

（資料） https://www.mext.go.jp/content/20230915-mxt_sigsanji-000031923_3.pdf

（動画）



（資料）



2. 私立学校法の改正（財産監査関係）

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、**社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進**するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、**監事**及び評議員・評議員会の**権限分配を整理**し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- **理事選任機関**を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関は**あらかじめ評議員会の意見を聴く**こととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- **監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止**する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- **理事と評議員の兼職を禁止**し、評議員の下限定数は、**理事の定数を超える数まで引き下げる**。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に**理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたり**することができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- **大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化**し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。
(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- **大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要**することとする。
(第150条関係)

3. その他

- **監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与**する。(第53条、第86条関係)
- **会計**、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。
(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての**罰則を整備**する。
(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

会計監査人

- ・理事等の重大な不正行為等の監事への報告（87）
- ・会計監査報告の通知（86Ⅱ）
- ・会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知（施行規則37）

- ・会計監査に関する報告請求（87）
- ・緊急時における会計監査人の解任（83Ⅱ）

【監事の会計監査人に関する職務】

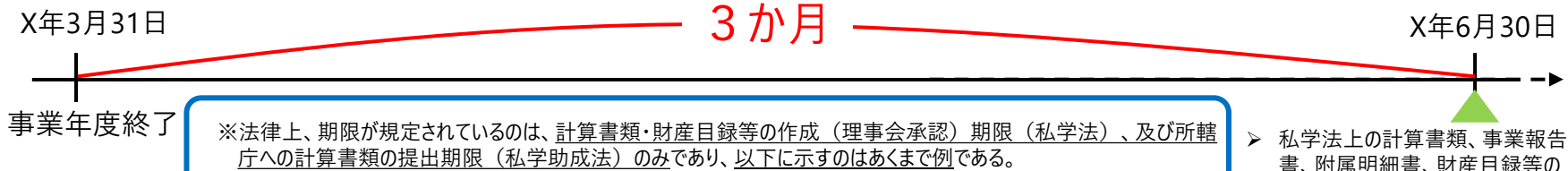
- ・会計監査人解任の評議員会での報告（83Ⅲ）
- ・会計監査人の選解任、不再任議案の内容の決定（84）
- ・一時会計監査人の選任（85）
- ・会計監査人の報酬同意（87）
- ・会計監査人の監査の方法及び結果の相当性判断（施行規則35②）

監事

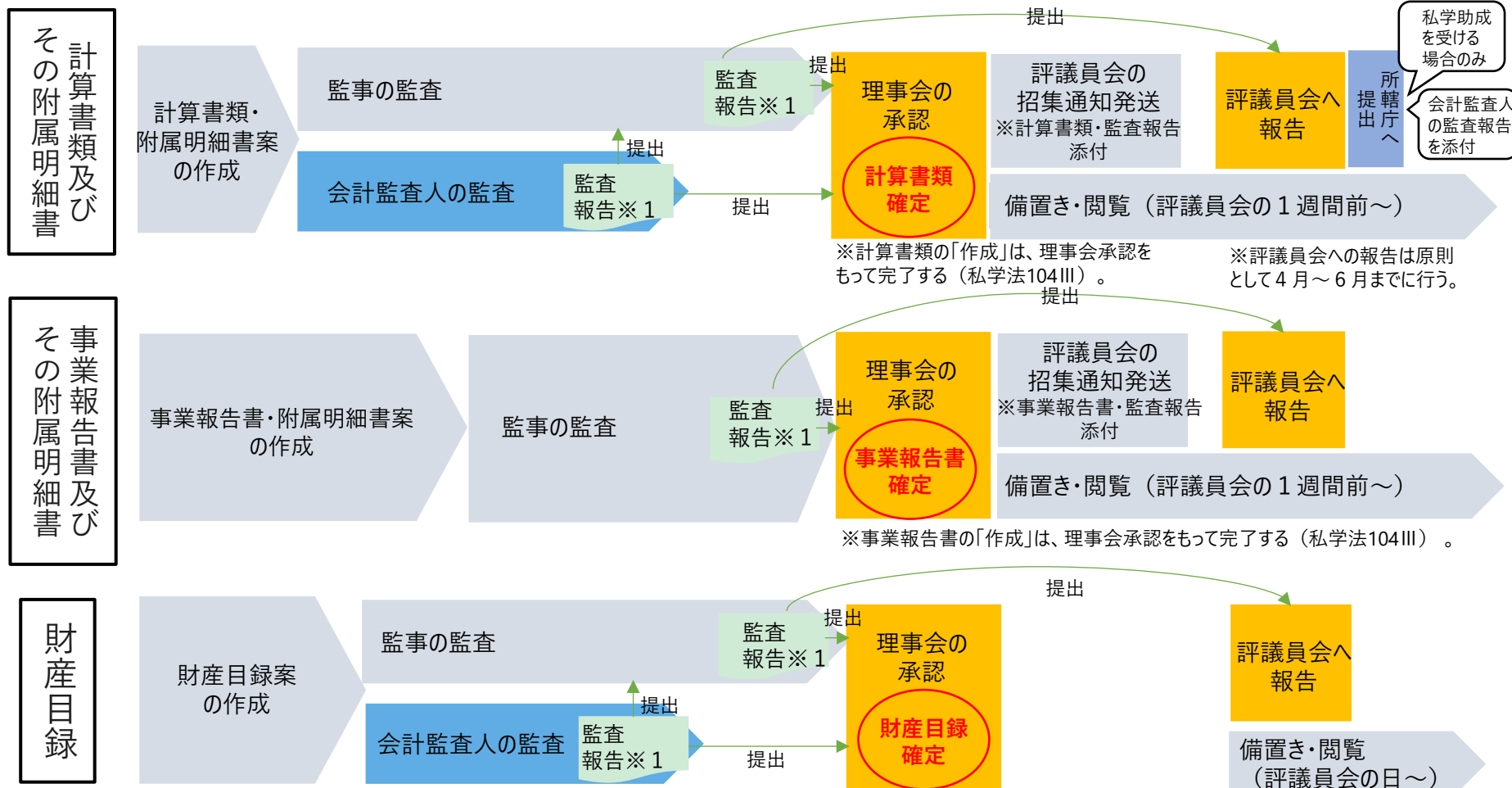
ポイント

- ✓ 監事は会計監査人による会計監査の結果を鵜呑みにしてよいということではない
- ✓ 業務監査と一体として会計監査を行い、日々の業務の中で受けた理事や職員からの報告や説明を踏まえ、法人の財産等の状況について自らの判断を行ったうえで、会計監査人による会計監査結果との間で重要な齟齬が無いかどうかを確認する
- ✓ 会計監査人に期待される会計的専門知識による監査手続を単に繰り返すのではなく、監事の独自の視点により監査を行うことが期待される

決算スケジュール例（会計監査人を設置する場合）



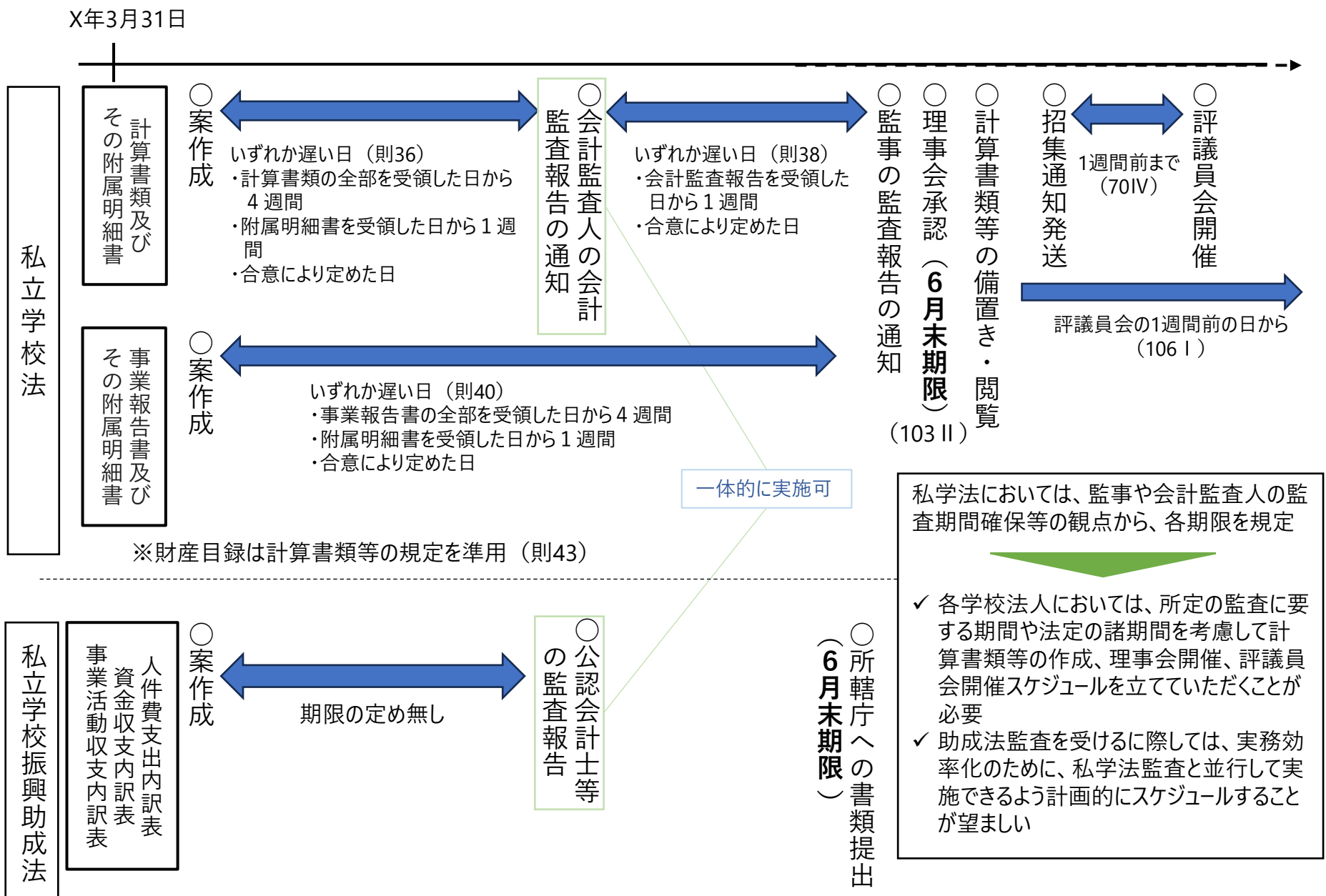
- 私学法上の計算書類、事業報告書、附属明細書、財産目録等の作成（理事会承認）期限
- 助成法上の書類の提出期限



※1 会計監査人、監事の監査報告はそれぞれ1枚にまとめて作成される

※財産目録の「作成」は、理事会承認をもって完了する（私学法施行規則43Ⅰ）。

計算書類等の作成から評議員会提出までの期限（会計監査人設置を設置する場合）



3. 学校法人会計基準の改正

○改正の概要

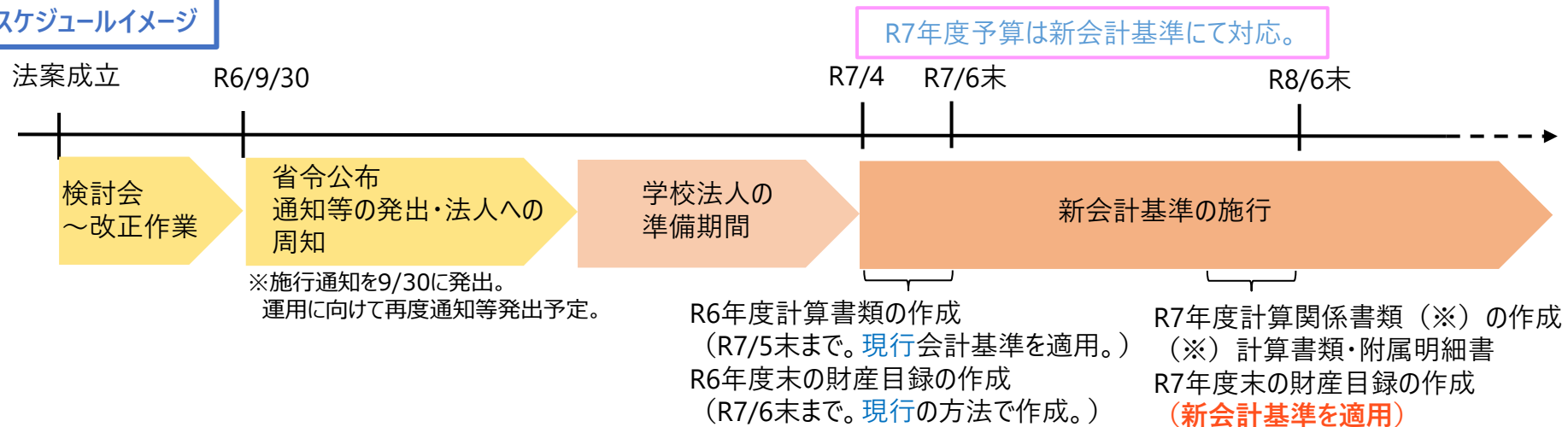
学校法人会計基準 改正の概要（１）

施行日：令和７年４月１日

- 令和6年7月下旬からパブリック・コメントを実施し、9月30日に新会計基準を公布。

	根拠	主な目的	適用対象
現行の会計基準	私立学校振興助成法	補助金の適正配分	経常費補助を受ける学校法人 ※実際にはほとんどの学校法人が対象
新会計基準	私立学校法	法改正後 情報開示	全ての学校法人等 ※学校法人＋準学校法人

スケジュールイメージ



◆ 今後、新会計基準について特設ページを設ける予定です。準備出来次第、お知らせします。

◆ 改正の基になった令和6年1月31日付「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（以下、「報告書」）は、文部科学省ホームページにて公表しています。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/126/mext_00029.html



趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準は、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、私立学校法に位置づけられたことを踏まえ、各種規定を整備する。

改正のポイント

1. 計算書類及び附属明細書

学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類、附属明細書は次のとおりとする。

計算書類

- 貸借対照表
- 事業活動収支計算書
- 資金収支計算書
- 資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

附属明細書

- 固定資産明細書
- 借入金明細書
- 基本金明細書

2. 注記事項

計算書類には、次に掲げる事項を注記することとする。

- ① 重要な会計方針
- ② 重要な会計方針の変更
- ③ 減価償却額の累計額の合計額
- ④ 徴収不能引当金の合計額
- ⑤ 担保提供資産の種類及び額
- ⑥ 基本金未組入高
- ⑦ 第4号基本金に相当する資金を有していない場合、その旨及び対策
- ⑧ セグメント情報
- ⑨ 重要な偶発債務
- ⑩ 子法人に関する事項
- ⑪ 学校法人の出資による会社に係る事項
- ⑫ 関連当事者との取引
- ⑬ 学校法人間の財務取引
- ⑭ 重要な後発事象
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

3. 財産目録

財産目録の作成基準として、**内容、区分、金額、様式**等を規定することとする。

4. 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

改正前の「知事所轄学校法人に関する特例」の内容を維持しつつ、**会計監査人を設置する知事所轄学校法人は特例を適用しない**こととする。

5. その他

- ・「セグメント情報」は、大臣が所掌する大学、短期大学、高等専門学校はそれぞれ独立した収支が見えるようになる。
- ・「子法人に関する事項」は、改正私立学校法を踏まえて、子法人に対するガバナンス強化の観点から設けている。

（※）改正前の学校法人会計基準により作成を求めていた「事業活動収支内訳表」「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」は、学校法人会計基準から削除のうえ、私立学校振興助成法に基づく書類と位置付けた。

3. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【1】計算書類・附属明細書

計算書類・附属明細書・財産目録の体系イメージ（新会計基準第3章、第4章）

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。
- ✓ 財産目録の様式等についても新会計基準で規定。

現会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

計算書類（第4条）

- ・資金収支計算書
 - ・資金収支内訳表（※）
 - ・人件費支出内訳表（※）
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
 - ・事業活動収支内訳表（※）
- ・貸借対照表
 - ・固定資産明細表
 - ・借入金明細表
 - ・基本金明細表

（※）計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を求める書類として位置付ける（私学助成法施行規則2）

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ

（様式について法令上の定めなし）

・財産目録

新会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める

新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

計算関係書類（第3章）

計算書類（第16条）

- ・貸借対照表
- ・事業活動収支計算書
- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・注記事項
 - ・セグメント情報
 - ※学校、附属施設等の部門別の情報表示（事業活動収支計算書科目が対象）
 - ・子法人
 - ※私学法上の子法人に係る情報表示

附属明細書（第41条）

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

・財産目録（第4章）

計算関係書類・財産目録は全て備置き・閲覧の対象となる（私立学校法106、107）
また、全てインターネットによる公表（★1）の対象となる（私学法施行規則49）

（私立学校法86）（私学法施行規則24）

計算関係書類・財産目録は全て会計監査人監査（★2）の対象となる

★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務
★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

附属明細書の内容（1／3）

（1）固定資産明細書（第5号様式）

ポイント

- ✓ 様式は変更なし。
- ✓ 増減理由の記載判断基準については、3,000万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について総資産の1％」を基準とする。

考え方

- ✓ 様式については、開示に適さない項目は無い。
- ✓ 増減理由の記載判断基準については、法人規模に関わらず、公平性のある閾値の基準は比率による基準。
- ✓ 3,000万円は昭和40年代の物価水準を参考にしてい
ると考えられ、金額基準に物価水準を反映するとしても、
改訂基準の設定が困難。

固定資産明細書

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形固定資産							
土地							
建物							
構築物							
教育研究用機器備品							
管理用機器備品							
図書							
車両							
建設仮勘定							
（何）							
計							
特定資産							
第2号基本金引当特定資産							
第3号基本金引当特定資産							
（何）引当特定資産							
計							
その他の固定資産							
借地権							
電話加入権							
施設利用権							
ソフトウェア							
有価証券							
収益事業元入金							
長期貸付金							
（何）							
計							
合 計							

- （注）1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
- 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

附属明細書の内容（2／3）

（2）借入金明細書（第6号様式）

ポイント

- ✓ 借入先については、金融機関の種類（ex.公的金融機関、市中金融機関、その他）とし、**個別の金融機関名を開示しない。**
- ✓ 記載項目については、**期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要（資金使途等）とする。**

考え方

- ✓ **個々の借入金融機関名、利率**については、地域により取引先の金融機関にとって、**同業他社に知られたくない営業情報が含まれるおそれがあり、公開情報として適当でない。**
- ✓ 利率については、平均利率を記載する方法も考えられるが、**借入金が1種類**のみの場合は実質的に個別の利率情報を記載することとなり、記載事項になじまない。
- ✓ 「当期増加額」「当期減少額」の項目は、**借入フローを表し、法人の資金繰り情報が分かり、資金収支計算書と連動した項目である。**

借 入 金 明 細 書

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

借 入 先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘 要
長期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	計						
短期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	小 計						
	返済期限が1年以内の長期借入金						
	計						
合 計							

（注）1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

(3) 基本金明細書 (第7号様式)

ポイント

- ✓ 「事項」欄は、基本金各号ごとに、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額（又は当期取崩額）」を記載。
- ✓ 第 1 号基本金について、組入れ／取崩し要因の記載を学校法人合計での「土地」「建物」「構築物」等、貸借対照表の小科目レベルで開示。
- ✓ 「第 2 号基本金の組入れに係る計画表」及び「第 3 号基本金の組入れに係る計画表」については、明細書として作成を要しない。

考え方

- ✓ 基本金組入れ及び取崩の計算過程を明示。
- ✓ 細かすぎる情報は一般の開示資料として分かりにくく、開示に適さない一方で、少なくとも組入対象資産及び取崩対象資産の科目の開示は必要。
- ✓ 「第2号基本金の組入れに係る計画表」及び「第3号基本金の組入れに係る計画表」については、そのまま開示されると法人運営上不利益が生じるおそれがある。

基本金明細書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘 要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
(何)				
計				
当期取崩対象額				
(何)	△	△		
計	△	△		
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期末残高	—		—	
第4号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
当期取崩対象額	△	△		
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
合 計				
前期繰越高	—			
当期組入額	—			
当期取崩額	—	△		
当期末残高	—			

(注) ① この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。

② 当期組入対象額及び当期取崩対象額については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第1号基本金については、資産の種類により一括して記載する。

③ 要組入高の欄には、第1号基本金については、取得した固定資産の価額に相当する金額を、第4号基本金にあつては第13条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。

④ 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考

第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画集計表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。

様式第一

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
計		

樣式第二

第3号基本金の組入に係る計画集計表

(単位 円)

[illegible]

3. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【2】計算書類の注記

- 新会計基準では注記について項目を定めているのみであり、各項目の具体的な記載事項については、今後通知を発出予定
- 通知の記載内容は報告書での提言を基礎とする方向性で検討中であり、本セクションでは「セグメント情報」と「子法人」に関し、報告書提言に基づく内容を解説
- セグメント情報について、一部継続的に検討が必要とされた部分（配分基準）については、現在「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」で検討中

セグメント情報の在り方（報告書 第3_3. (2) (1/2)

ポイント

- ✓ 内訳表に代わり、計算書類において**セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報**を表示する。
- ✓ セグメント情報の開示に際しては、学校法人等のセグメントごとの**経済の実態を反映したもの**とすることが望ましい。
- ✓ 原則的な配分基準の策定は別途検討が必要であり、**策定までの当分の間の取扱い**を定める。

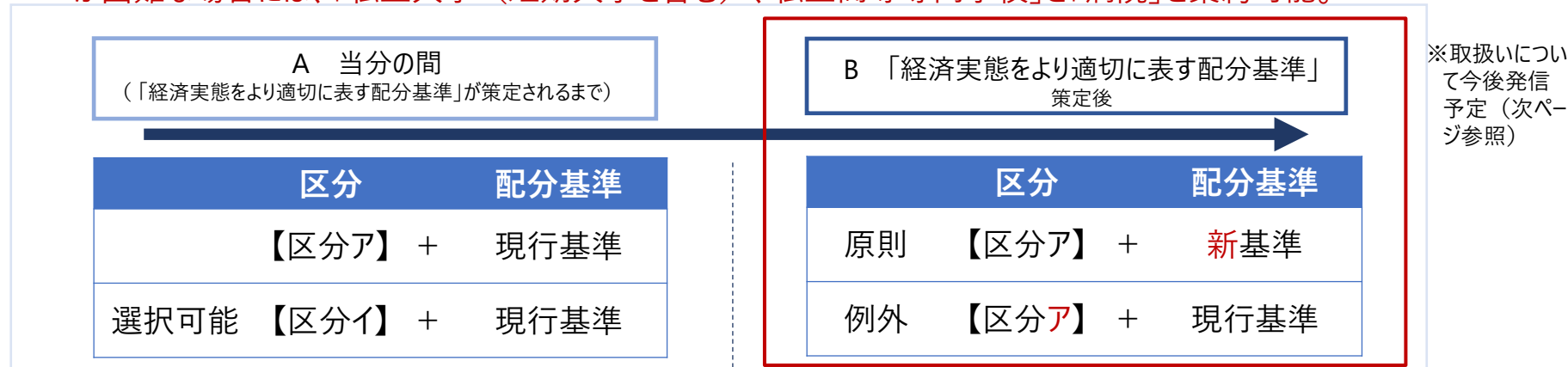
	セグメント情報	内訳表
趣旨	✓ 学校法人全体の経営状況に加えて、各学校等の個別の部門に関する情報開示 ✓ 学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映したものとすることが望ましい	✓ 国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすること
区分	✓ 各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分（高等学校以下の学校は1つの区分に集約可） ✓ 一定の区分に基づくセグメント情報は全ての学校法人において共通に表示	✓ 学校法人、各学校、研究所、各病院、農場等（資金収支内訳表については学部等に細分）
配分基準	✓ 原則：経済実態をより適切に表す配分基準（新基準）（技術的な困難を解消するため、検討中） ✓ 例外：資金収支内訳表の配分基準（現行基準）（採用できる期間について、検討中）	✓ 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）
科目	✓ 事業活動収支計算書における「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」等の小計科目	✓ 小科目まで表示（人件費支出内訳表はさらに細分）
開示義務	✓ 有	✓ 無 （法的義務は無いが平成16年通知（※1）により積極的な開示を推奨。約20%の学校法人においてHPで開示。（※2））
当分の間	✓ 配分に関する新基準が策定されるまでの当分の間は、区分と配分基準について別途取扱いを定める（詳細は次頁）	—

（※1）私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

（※2）日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告（令和4年9月）P141

【当分の間の取扱い】

- 原則的な配分基準である「経済の実態をより適切に表す配分基準」（新基準）の策定は技術的な困難があり、技術的な困難を解消するための検討が別途必要。
- 新基準が策定されるまでの当分の間は、「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準）を採用。
- セグメント区分について、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合には、「私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校」と「病院」を集約可能。



【区分ア】原則的な集約可能範囲

部 門 科 目	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等専 門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【区分イ】例外的な集約可能範囲

部 門 科 目	大学・短大・高 専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	その他
教育活動収入計			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
特別収支差額			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	△
当年度収支差額			

※病院は「大学・
短大・高専」に
含む

- ✓ 当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合のみ選択可能
- ✓ 原則的な配分基準の検討にかかる期間を限度として【区分ア】に移行

- 新基準については、以下の方向で検討中。令和7年2月18日開催の「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」において取りまとめ予定。

I. 方向性

共通経費は「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準）を原則とし、人件費について新たな基準を設ける予定。

II. 新基準の適用時期

令和9年度より、「経済実態をより適切に表す配分基準」（新基準）を適用。

新会計基準が施行される令和7年度以降2年間は、「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準）を適用。ただし、「経済実態をより適切に表す配分基準」（新基準）を早期適用することができる。

III. 今後のスケジュール

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」において取りまとめ後、令和6年度中に通知等にて発信

[学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ](#)
第8回（12月18日）資料を基に作成。



ポイント

- ✓ 改正私学法施行規則が規定する**子法人について記載する注記を新設**。
- ✓ 主な記載事項
 - ① 子法人の概要
 - ② 当学校法人与子法人の取引の関連図
 - ③ 子法人との取引の状況
 - ④ 子法人の債務に係る保証債務

考え方

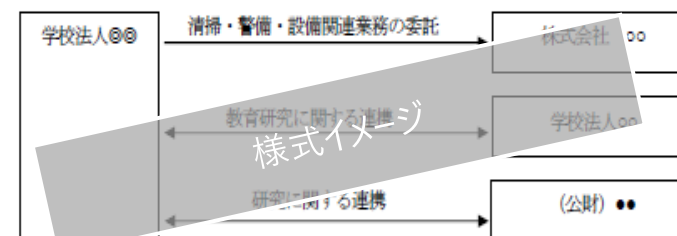
- ✓ 改正私学法においては、監事や会計監査人に子法人の業務等の調査権限を付与するなど、**子法人に対するガバナンスが強化**されている。
- ✓ **子法人**（改正私学法施行規則で定義を規定）の**考え方**では、**議決権の割合等に着目**して、経営支配の有無を判定することとしている。
- ✓ 現行の「学校法人の出資による会社に係る事項」「関連当事者との取引」「学校法人間の財務取引」に関する注記と、今般の「子法人」の考え方が異なることから、現行の注記に「子法人」を追加。

10. 子法人に係る事項

① 子法人の概要

子法人の名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	議決権の所有割合	役員の兼任等	出資割合が総出資額の2分の1以上	関連当事者	学校法人間の財務取引
株式会社〇〇		××円	平成×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%	××%	兼任 ○人 代表取締役社長（理事） 取締役（元理事） 監査役（理事）	○	○	
学校法人〇〇	教育研究事業	—	—	—	兼任 ○人 理事長（理事） 理事（理事） 監事（理事）	—	○	○
（公財）●●	事業	—	—	—				

② 当学校法人与子法人の取引の関連図



③ 子法人との取引の状況

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社〇〇	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受入配当金	××円	—	—
	受入寄附金	××円	—	—
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
学校法人〇〇	資金の貸付	××円	貸付金	××円

④ 子法人の債務に係る保証債務

学校法人は子法人について債務保証を行っていない。

3. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【3】財産目録

財産目録（第4章）

ポイント

- ✓ 様式参考例（※）をベースに、財産目録の作成基準を定める。
- ✓ 財産目録には、**収益事業会計BSに計上する資産・負債を含み、「収益事業会計資産」「収益事業会計負債」の区分を設ける。**
- ✓ 学校法人会計と収益事業会計の会計間における**内部取引（収益事業元入金や債権・債務に係る取引）を相殺消去。**

（※）私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

考え方

- ✓ 改正私学法において、財産目録が監査及び開示対象書類となり（改正私学法第86条第1項、第107条第1項）、**監査と開示を前提とした統一した作成基準の整備が必要。**
- ✓ 財産目録が、収益事業を含む**学校法人等全体を一体として、法人全体の財産の状況を明らかにするものである**ことを前提とすれば、学校法人会計と収益事業会計の会計間における内部取引（収益事業元入金や債権・債務に係る取引）を相殺消去することが適当。

第八号様式（第47条関係）

財 産 目 録		年 月 日現在		(単位 円)
科 目		年 度	末	
一 資産額				
(一) 基本財産				
1 土地				円
(1) 校地	〇〇	m ²		円
2 建物				円
(1) 校舎	〇〇	m ²		円
3 教育研究用機器備品	〇〇	点		円
4 図書	〇〇	冊		円
(二) 運用財産				
1 現金預金				円
(1) 現金				円
(2) 普通預金				円
2 積立金				円
(1) (何)引当特定資産				円
3 有価証券				円
(1) 利付国債				円
(三) 収益事業会計資産				
合 計				円
二 負債額				
(一) 固定負債				
1 長期借入金				円
2 学校債				円
3 長期未払金				円
4 退職給与引当金				円
(二) 流動負債				
1 短期借入金				円
2 未払金				円
3 前受金				円
(三) 収益事業会計負債				
合 計				円

- (注) 1 基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
 2 運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産
 3 収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）
 4 固定負債：別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債
 5 流動負債：別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債
 6 収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）

3. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【4】会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

知事所轄学校法人特有の規定について（第5章、別表1、別表2、別表3）

■ 現行の知事所轄学校法人に関する特例を引き継ぎ、「**会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例**」を規定。

- 特例の対象は知事所轄学校法人（**会計監査人を置くものを除く**）。
- 具体的には**以下の知事所轄学校法人が対象外**。
 - ・知事所轄学校法人のうち、「**大臣所轄学校法人等**」に該当する法人
 - ・「大臣所轄学校法人等」に該当しない知事所轄学校法人で、**会計監査人を任意設置する法人**

【会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例の概要】

特例の内容	高等学校を設置する 知事所轄学校法人	高等学校を設置しない 知事所轄学校法人	根拠条文
徴収不能引当金の計上省略	不可	可	第48条
第4号基本金の全部又は一部 を組み入れない	不可	可	第49条
活動区分資金収支計算書の 作成省略	可	可	第50条
基本金明細表の作成省略	不可	可	第50条

■ 勘定科目の集約に関する規定について、会計監査人非設置知事所轄学校法人のみ適用（別表1、別表2、別表3）

- ・「教育研究用機器備品」と「管理用機器備品」を「機器備品」に集約可（貸借対照表）
- ・「教育研究経費」と「管理経費」を「経費」に集約可（事業活動収支計算書）
- ・「教育研究経費支出」と「管理経費支出」を「経費支出」に集約可（資金収支計算書）
- ・「教育研究用機器備品支出」と「管理用機器備品支出」を「機器備品支出」に集約可（資金収支計算書）

4. 私立学校振興助成法施行規則等の制定

趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第19条により、私立学校振興助成法による委任を受けた、監査報告及び所轄庁への書類提出に関する各種規定を施行規則として整備する。

併せて、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を、告示にて定める。

制定のポイント

1. 監査報告関係（施行規則第1条）

（会計監査人を設置しない助成対象学校法人のみに関連する規定）

監査を行う公認会計士又は監査法人は、その職務を適切に遂行するため、**学校法人役員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務める**こととする。

2. 所轄庁への書類提出関係

（全ての助成対象学校法人に関連する規定）

（1）書類の添付（施行規則第2条）

所轄庁への書類の提出は、次の書類を添付してすることとする。

- ① **事業活動収支内訳表**
- ② **資金収支内訳表**
- ③ **人件費支出内訳表**
- ④ **公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類**

大臣所轄学校法人：文部科学省告示（本資料3.）参照
知事所轄学校法人：所轄の都道府県知事の定めによる

（2）事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表の記載方法等（施行規則第3条、第4条、第5条）

改正前の学校法人会計基準において規定されていた内容を引き継ぐこととする。（各書類の様式も同様）

3. 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類（告示）

所轄庁が定める書類は、**人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告**とする。